三　事業施行期間　自平成十三年三月三十日至平成三十年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百五十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月三十一日　関東地方整備局長　石川　雄一

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十四年関東地方整備局告示第百四十七号東京都市計画道路事業補助線街路第百三十六号線
三　事業施行期間　自平成十四年三月二十七日至平成三十二年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百六十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月三十一日　関東地方整備局長　石川　雄一

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　五十二号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
山梨県南巨摩郡富士川町鰍沢字中坂三三七八番一から甲斐市志田字砂間八三九番一まで	前	BA 六・八五～一二・〇〇メートル 三一・二〇～一四五・五八メートル 二三・五二五キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA 六・八五～一二・〇〇メートル 三一・二〇～一四五・五八メートル 二三・五二五キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

○関東地方整備局告示第百六十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月三十一日　関東地方整備局長　石川　雄一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十二号	南アルプス市飯野字宮東二三九七番一から同市百々字堰間二三九番一まで	関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年三月三十一日

○関東地方整備局告示第百六十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可をしたので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月三十一日　関東地方整備局長　石川　雄一

一　施行者の名称　栃木県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十三年関東地方整備局告示第二百八十三号宇都宮都市計画道路事業三・四・百九号雀宮駅前線
三　事業施行期間　自平成二十三年六月十日至平成三十一年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百六十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月三十一日　関東地方整備局長　石川　雄一

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十五年関東地方整備局告示第四十六号東京都市計画道路事業幹線街路環状第五の一号線
三　事業施行期間　自平成十五年三月五日至平成三十二年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百六十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月三十一日　関東地方整備局長　石川　雄一

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十九年関東地方整備局告示第三百六十八号国分寺都市計画道路事業三・二・八号府中所沢線
三　事業施行期間　自平成十九年十一月二十六日至平成三十二年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第百六十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月三十一日　関東地方整備局長　石川　雄一

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十一年関東地方整備局告示第二百六十一号東京都市計画道路事業補助線街路第二百三十号線